

○漁業法（抜粋）

（知事管理漁獲可能量の設定）

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第125条第1項第4号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3～4（略）

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6（略）

○千葉県資源管理方針（抜粋）

4 くろまぐろ（小型魚）の資源管理方針

（1）（略）

（2）（略）

（3）漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね2トンを本県の留保とし、残りを平成23年から平成27年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別及び地区別の知事管理区分に按分する。

イ（略）

ウ 法第15条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

（4）（略）

5 くろまぐろ（大型魚）の資源管理方針

（1）（略）

（2）（略）

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね4トンを本県の留保とし、残りを平成27年から平成29年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別の知事管理区分に案分する。

イ (略)

ウ 法第15条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

(4) (略)